

令和6年度 第5回徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月29日（木）午後1時30分～午後3時00分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

徳島県最低賃金額改正の審議について

4 議事

部会長

ただいまより、令和6年度第5回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

事務局は、委員の出席状況等を報告してください。

事務局（室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、9名の委員と2名の公益オブザーバーが出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告します。

部会長

それでは徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりますので、よろしくお願いします。

事務局は、現在までの全国の状況等について報告をお願いします。

事務局（室長）

46の都道府県で結果が出ております。

前回の説明から、新たに岩手が決まっております。プラス59円の952円となっております。

なお、前回、第4回専門部会及び第4回本審において、県からの回答のうち、「目安を大幅に上回る引上げとなった場合には」の「大幅に上回る引上げ」を具体的に示していただきたい、とのご質問がありました。この点について、徳島県に問い合わせたところ、前回申し上げた以上のお答えはできないという回答がありましたので、その旨報告いたします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

ここで、資料 1-1 から 1-3 まで、後藤田知事からの 3 回目の要請書を添付しております。
要請書の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

資料 1-1、1-2 は、「徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について」と題した要請書で、それぞれ、徳島地方最低賃金審議会会长、徳島労働局長が宛名になっています。

内容は、専門部会について全面公開を求めるものです。

続きまして、資料 1-3 は「最低賃金引上げに向けた緊急要請」と題した要請書で、徳島地方最低賃金審議会委員各位が宛名になっています。

内容は、

「令和 3 年度の一人あたり県民所得上位 20 都府県の大部分で最低賃金が千円を超えているほか、大都市に隣接する県や地域内格差がある北海道でも千円を超えている状況であり、一人あたり県民所得上位 8 番目に位置する本県の最低賃金が県民所得や給与の水準、地域の経済状況を十分に反映されていないこと、

「加えて、最低賃金が低い現状は、本県が抱える人材不足、そして未来を担う若者の希望まで奪いかねない状況」であること、

等について指摘した上で、

「県では、これまでの要請を踏まえた、目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、大きな影響を受けることとなる中小企業・小規模事業者を支援する、積極的な経済対策を行ってまいりたい」とし、

「審議会の皆様の英断を期待しております。」と締めくくられています。

部会長

ありがとうございました。

なお、専門部会の公開に関する要請についてですが、専門部会の公開についてはあり方検討小委員会で検討し、第 1 回本審におきまして、第 1 回専門部会のみ公開、傍聴を認め、第 2 回以降の専門部会につきましては、会議を非公開とするが、議事録を公開する旨決議されております。

このため、本要請書の記載内容については、本審において議論したいと思います。

また、「最低賃金引上げに向けた緊急要請」については、この内容を踏まえて金額審議の御議論をいただければと思います。

それでは、金額審議に入ります。

本日も先日の専門部会と同様、個別協議を繰り返して審議を進めてまいりたいと思います。

まず、前回までのご発言を確認させていただきます。

労側は、目安プラス 108 円の 1,004 円、

使側は、目安どおり、プラス 50 円の 946 円

という金額で終わっておりました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

それでは、労使個別に話し合いたいと思います。どちらから始めましょうか。

(公労、公使との声)

部会長

分かりました。

では、公労で始めさせていただきたいと思います。

使の皆様、控室のほうによろしくお願ひいたします。

(公労二者協議)

(公使二者協議)

部会長

お待たせしました。

使側はあくまでも目安どおりの946円ということです。発効日も含めまして、■委員より3者でちょっと話をさせていただきたいということですので、まず発効日を含めまして金額の審議を進めさせていただきたいと思います。

■委員（使側）

私の意見として、これからますます賃上げが進んでいく、また価格高騰、更に人手不足等の見通しを含めて考えると、今ここで言うのが適切ではないかもしれないけれど、少なくとも来年の10月には徳島の最賃が1,000円を超えるということは明らかと思っています。

そのような状況と、今回徳島県より話がありました支援策の実現が大前提での話ですが、この県独自の支援策を併せて鑑みますと、1,000円という金額も一つの考え方として持つべきと思っております。

徳島の時間当たりの所定内賃金額の1,000円までの人数分布の現状も注視すべきじゃないと思っています。最低賃金が946円になったときに影響を受ける人数、次に956円、と順番に出していくと、例えば980円と1,000円までの間っていうのは、2,400人ぐらいしかいない。こうした人数分布とか、また発効日の延長とかの急変緩和策も議論の余地があると思いますので、そういうことも考えますと、例えば発効日を1月1日にするとしますと、9か月の違いということになりますが、こういうのは一般の方には次の年まであまり考えることがないと思いますので、そうなるとたった9か月といえばたった9か月という言い方もできると思っています。

審議会としてのバランスある決定っていうのももちろん重要であることは承知しておりますけれども、県の支援をもって賃上げをする方が、本当に苦しい中小零細企業にとっては実は救済措置になるという可能性もあるのではと思っています。また、そういう意見も使用者の中には少なからず存在していることも事実あります。総合的に判断する材料はいろいろあるのかなと私自身は思っております。

以上です。

■ 委員（使側）

途中からいろいろな外部からの意見があった上で、議論のベクトルがちょっと変わってきた気がします。公益の方には良識のある数字をしっかりと出していただきたいところです。賃金が都市部並みになった場合、確かに地元の労働者はいいでしょうけど、県外から企業誘致して、こんなに賃金が高いと、企業は来られないという話になる。逆に働く場所がなくなるとか、そんなことを思っています。適度な賃上げ、良識のある賃上げを目指したいと思っております。

部会長

■ 委員、よろしいでしょうか。

■ 委員（労側）

特段ありません。

部会長

ありがとうございます。

では、労使でお話しをされるということですので、私たちは退出したいと思います。事務局もよろしくお願ひします。

（労使二者協議）

部会長

労使の2者協議について、いかがでしょうか。

何か進展、変化ございましたでしょうか。

■ 委員（労側）

その前に、労使の話し合いの場でもお話しさせて頂きましたが今回の改正金額は、徳島県にとつてものすごく重要な重要だと思っています。

昨年度、この審議の場で皆さん納得し、全会一致で出した金額で終わったにもかかわらず、こちらの思いと違った報道のされ方によって県民の皆さまの捉え方が変わってしまいマイナスの評価になってしまったと思っています。ですので、今回出す金額が、仮に九百何十円というのと1,000円で決まるのでは、ものすごく見え方が違うと思っています。先ほど ■ 委員も ■ 委員も今の徳島の経済を考えると、このあたりになるのではという発言がありましたけれども、やはりここは公労使一致団結して、事務局もそうですけど、1,000円以上で結審しませんかと私は訴えたいです。この後県としてどういった支援策を出してくれるのか分かりませんが、後で要請することも考えながら2年かけて達成するであろう1,000円を、今回の審議で達成したいと思っています。よろしくお願ひします。

部会長

使側はいかがでしょうか。

■ 委員（使側）

我々も労の方といろいろ話はしましたけれども、なかなか折り合う点がない。我々の中でも意見が分かれていますし、目安額50円という提示はさせていただいていますが、もっと高くてもいいという意見もあったりするので、我々の中でもちょっとばらばらな状況なんです。結論からいえば、折り合うところがない。我々も金額が一致していないというところもあります。現状としてはそういう状況です。

部会長

ありがとうございます。

■ 委員（労側）

私も1,000円ということでお願いしたいと思います。連合の方針として、2024年度の目標を可能な限り速やかに1,000円到達としていますので、労働者側の意見として1,000円でお願いしたいと思います。

それと、一つ労働局のほうにお願いです。最低賃金審議会は労働局長の諮問を受けて最低賃金について審議をして、労働局長に答申をするということになっています。■委員も前回言われたように、独立性をもってイニシアチブを取らなければならない審議会なんですが、今年この審議に当たって幾つかの団体から要請書が出されて、その中に審議会会长宛ての要請書もありました。本来であれば労働局長宛てに出すものだと思いますので、来年度以降はこのようなことがないように、審議会への関与が強過ぎないように、独立性が保たれるように労働局にも対応をお願いしたいと思います。

部会長

ありがとうございます。

■ 委員、よろしくお願ひします。

■ 委員（労側）

今の■委員と■委員の思いが1,000円という話がありました。ただ、先ほど■委員のほうからもあって、厳しいよというふうな話にありましたけど、1,000円になった場合には、発効日のところの影響を鑑みて1月ということも考えていることだけは付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

部会長

ありがとうございます。

■ 委員（使側）

先ほど私も意見を申し上げましたとおりであります。今、■委員のほうからもありましたとおり、1,000円であれば1月に発効日をずらす、という貴重な発言をいただきましたので、そういう発効時期であるとか、先ほども申し上げましたけれども、賃金の分布、人数分布とか、県の支

援策をもって、そういうことを材料として総合的に考えていただいて、1,000円が実現できればな
と思っております。

■ 委員（使側）

何かおかしい。それは■さんの意見。

■ 委員（使側）

我々の中でも、私と■委員は、50円でご提示させていただいております。ただ、やはり国の
目安額50円という中で、労使で話ができるれば、当然50円に固執するというわけではないんですけども、上がるということもあるんですけれども、ただ、今も労使の間で、私と■さんの50円と
労使の1,000円、104円ですか、全く合うところがないので、これより上には持っていきづらかっ
たっていうところです。

部会長

ありがとうございます。

では、3者協議につきまして、まず知事からの要請文につきましては、2者協議の結果、労使
のいずれからも既に県民所得については審議をしておりますので、これ以上検討する余地もない
ということでご発言いただきました。

また、最低賃金の改正額につきましては、労側が1,000円、使側は皆さんでいろいろと意見がある
かと思いますけども、目安どおりということで議論をまとめさせていただきます。

この3者協議で進めてまいりましたけれども、なかなか意見が一致に至りませんでした。こちらからも主張の金額についての相違もいろいろとありましたので、私どもの公益委員のほうから
の見解とさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

ありがとうございます。

では、第3回の専門部会の最後に、労側委員からの皆様からも公益委員の意見を聞きたいとい
う話がありましたので、今から公益委員の見解を述べさせていただきたいと思います。

公益委員としましては、引上げ額を84円、改正額を980円とすることが妥当であると判断させて
いただきました。このように判断させていただきました理由については、今から見解文を配付さ
せていただきます。

（公益見解を配布）

部会長

令和6年度徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会公益代表委員会見解

1 全会一致での結審を目指し、努力をしてまいりましたが、残念ながら公労使、意見の隔たり
が大きく、一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。

- 2 本年度の徳島地方最低賃金の改正につきましては、「現行額896円から84円引上げ、改正額980円」とすべきとの判断に至りました。その理由については、以下いたします。
- 3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」として、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定第3要素に基づいて定めています。この3要素に基づき、各指標について他の都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があると考えます。

この点、令和6年度第3回徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会における提出資料1「主要統計資料（追補版）」におきまして、

- ① 労働者の生計費につきましては、「4人世帯の標準生計費月額」が33位、「消費者物価地域差指数」が23位、「1月当たりの消費支出額」が11位。
- ② 労働者の賃金につきましては、「新規学卒者（高卒）の所定内給与額」が男性29位、女性14位、「定期給与」が32位、「パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金」が平均額で20位、下限額で25位となっております。
- ③ 通常の事業の賃金支払い能力につきまして、「有効求人倍率」が32位、「失業率」が低い順で9位、参考数値ではありますが、「県民所得に対する県民雇用者報酬の割合」が低い順で3位

等となっていることから、これらを総合的に鑑みますと、徳島県は全都道府県中、中位より上位していることが分かります。

- 4 また令和5年における全都道府県の地方最低賃金額を見てみると、中位はおおむね930円程度となっております。

- 5 これに関し、3に掲げた各種の指導から徳島県は全都道府県中、中位より上位に位置していること、また徳島県における人材確保の取組をより一層強化する必要があるとの委員の見解があつたことを踏まえますと、令和6年徳島県最低賃金額について中位である930円に目安額の50円を加えた額より上に位置づけることも考えられます。

- 6 一方、「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」及び「経済の財政運営と改革の基本方針2024」において、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代の半ばまでに1,500円となることを目指す」とこととされていることから、この目標を達成するためには、来年以降も継続して最低賃金額の引上げを行っていく必要があるものの、徳島県内においては中小零細企業が多く、その賃金の支払い能力を踏まえますと、企業の持続的発展のためには、最低賃金額の急激な変化は抑制されるべきであるとの委員の意見を参照する必要がございます。

- 7 これらのことと総合的に勘案しました結果、令和6年度における徳島県最低賃金の金額につきましては、中位である930円に目安額50円を加えた980円とするべきとの判断に至ったものでございます。

以上が公益の見解となります。

ここで公益の見解をいたしましたので、賛成いただけるかどうかといったところを採決することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

それでは、採決に移りたいと思います。

このような公益の見解につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

部会長

公益 2、使 2、労働者ゼロ、合計 4。

ありがとうございます。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

部会長

公益ゼロ、労働者 3、使用者側 1、計 4 名。

賛成、反対同数になりましたので、部会長であります私からも賛否を明らかにさせていただきます。

私としては賛成ですので、これをもって過半数の賛成となります。よって、公益委員見解の内容をもちまして部会の報告とさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、発効日について法定どおりとするか、あるいは別の日を指定するかの審議に移りたいと思います。

なお、最短の効力発生予定表の資料 3 のとおり、本日意見公示を行いまして、異議審を 9 月 19 日の 11 時から予定どおり開催した場合の発効日は 10 月 31 日となります。これにつきまして、まず使側の委員のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

■ 委員（使側）

いつもタイトなスケジュールで事業所のほうは準備をしておる状況であります。今回大幅な上げというところが予想されますので、少しでも遅くというのが実情であります、11月 1 日が妥当ではないかと思います。

部会長

ありがとうございました。

続いて、労側委員からお願いたします。今、11月 1 日という意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

■ 委員（労側）

特に 11 月 1 日で問題ないと思います。

部会長

ありがとうございます。

意見が11月1日で労使の意見がまとまりましたので、それでは各委員の意見どおり、11月1日としたいと思います。ありがとうございます。

それでは、こちらの内容で部会と報告案とさせていただきます。事務局は部会の案の用意をお願いいたします。

事務局（室長）

ただいま報告案を取りまとめますので、少しお時間をいただきます。

（報告案を作成、配布）

部会長

部会報告案について代読をお願いします。なお、付帯決議案につきましては、審議などの際に各委員からご意見をいただきまして、その内容を踏まえて事務局にて作成を行ったものです。

事務局（補佐）

報告案につきまして代読をさせていただきます。

令和6年8月29日　徳島地方最低賃金審議会会長段野聰子殿

徳島地方最低賃金審議会　徳島県最低賃金専門部会部会長段野聰子

当専門部会は、令和6年7月5日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の徳島県最低賃金（時間額855円）は令和4年度の徳島県の生活保護水準を下回つていなかつたことを申し添える。なお、別紙3のとおり付帯決議の採択を希望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記　徳島県最低賃金専門部会委員

公益代表委員　　部会長 段野聰子、部会長代理 稲倉典子、米澤和美

　　端村亮（オブザーバー委員）、撫養佳孝（オブザーバー委員）

労働者代表委員　川口誠二、南礼子、賀川健一

使用者代表委員　脇田亮、中村晃子、五島寛治

別紙1

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域、徳島県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間980円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、令和6年11月1日

別紙2

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金、(1) 件名 徳島県最低賃金、(2) 最低賃金額、時間額855円、(3) 発効日 令和4年10月6日
- 2 生活保護、(1) 比較対象者 18~19歳・単身世帯者、(2) 対象年度 令和4年度
(3) 生活保護水準(令和4年度) 生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(88,228円)。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。(註) 1箇月換算額 855円(徳島県最低賃金×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.807(注)=119,919円
(注) 令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

別紙3

付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正に当たり最低賃金の引上げにより中小企業・小規模事業者が受ける経営への影響が懸念されることから、政府及び徳島県に対し、下記について要望する。

記

- 1 最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、今後とも業と雇用を守ることができるように、業務改善助成金その他の賃金引上げに関する助成金(以下「助成金等」という。)に関し、以下の取組を実施すること。
 - (1) 厚生労働省
 - ・より多くの企業が、助成金等を利用できるよう、要件緩和を含む制度の拡充
 - (2) 徳島労働局
 - ・助成金等の審査の迅速化、審査内容の簡素化等の運用改善及び申請手続の支援強化
 - ・助成金等の対象となる設備投資の具体的事例や、助成金等を含む賃金引上げ関連施策全般に係る周知の徹底
 - (3) 徳島県
 - ・企業等が大幅な賃上げを実施した際その経費の一部を補填する支援金の創設や賃上げ応援サポート事業等支援策の充実強化・助成金等を始めとした賃金引上げ関連施策に係る周知への協力
- 2 中小企業・小規模事業者が労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格に転嫁できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づく各種施策について、強力に取組を進めること。
加えて、以下の取組について、その実施を強く要望するとともに、とりわけ二点目につい

ては、地方公共団体においても必要な施策を講ずるよう特に強く要望する。

- ・下請Gメン等の活用による下請法の執行強化
- ・「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の確実な実施
- ・公的価格制度の対象となる事業に従事する労働者の賃金引上げに係る支援策の強化
- ・製造業等における原材料の輸送費の高騰を抑制するための、本州四国連絡道路の海上部通行料金に係る引下げ又は支援策の実施

3 人手不足の深刻化に対応するため、厚生労働省及び徳島労働局に対し、以下の取組を実施すること。

- ・ハローワークにおける求職者と企業のマッチング機能の強化、利便性の向上等による人材確保の推進
- ・いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことを可能とするキャリアアップ助成金「社会保険適用時待遇改善コース」の申請手続の簡素化及び分かりやすいパンフレットの作成等による周知の強化

以上となります。

部会長

よろしいでしょうか。ご確認をお願いいたします。

■ 委員（使側）

枝葉末節ですけど、1の（3）の徳島県の1ほつの大幅なというのを取りたいんですけど。構いませんか。

部会長

それでは、「大幅な」を削除したものを本審に報告ということでいかがでしょうか。

（異議なし）

部会長

以上で専門部会の審議を終了いたします。

皆様ありがとうございました。

（閉会）